



事務連絡

平成 29 年 4 月 14 日

各 都道府県
政令市
特別区

母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

HTLV-1 母子感染予防対策マニュアルの送付について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、HTLV-1 母子感染予防対策につきましては、「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き」（平成 23 年 3 月）及び「HTLV-1 母子感染予防対策保健指導マニュアル（改訂版）」（平成 23 年 3 月）を参考に実施されてきたところですが、このたび、平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「HTLV-1 母子感染予防に関する研究：HTLV-1 抗体陽性妊婦からの出生時のコホート研究」（研究代表者：板橋家頭夫）により、従来の手引き等を統合し、新たに別添のとおり「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル」（以下「新マニュアル」という。）が作成されました。

主な変更点としては、①ウエスタンブロット法で判定保留であった場合に、PCR法を行うことが望ましいとしたこと（従来は、PCR法を紹介するのみ）、②妊婦がキャリアであることが明らかな場合には、原則として完全人工栄養を勧めることとしたこと（従来は、完全人工栄養、短期母乳栄養、凍結母乳栄養の 3 法を提示）が挙げられます。

つきましては、新マニュアルを参考に、HTLV-1 母子感染予防対策の適正な実施に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係機関へ新マニュアルを周知するとともに、適宜、適正な実施に向けた助言等をお願いいたします。

なお、新マニュアルにつきましては、下記のホームページに掲載しております。

記

厚生労働省のホームページ「HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス）に関する情報」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/iryuu.html>